

一般社団法人奈良県助産師会 SNS 運用規約

第1条 SNS の定義

Facebook・Instagramなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSとする)だけに関わらず、ZOOM・LINEのようなコミュニケーションツールおよびブログ・電子掲示板・各種サイトなどのソーシャルメディアインターネット媒体を含んでSNSと定義する

第2条 本運用規約について

一般社団法人奈良県助産師会(以下、当会とする)は、当会のSNS公式アカウント(以下、公式SNSとする)の運営等に関し、運用規約(以下、本規約とする)を定める

第3条 目的

当会公式ホームページへのリンク及び公式SNS利用者(以下、利用者とする)のニーズの高い情報提供・発信、そしてコミュニケーションを行い、母子とそれを取り巻く全ての人々への支援と社会貢献を目的とする。助産師が正しい情報を責任をもって発信することを公式SNSを通じて取り組み、助産師の認知・地位向上を目指す。また、当会の活動を能動的に発信することにより、職能団体としての役割を果たす。

第4条 統括責任者

1. SNSを効率的かつ安全に活用するため統括責任者(以下、責任者とする)を置く
2. 責任者は、当会役員会とし、SNSの運用に関して審査及び承認を行う
3. 責任者が必要と認めた場合、審査及び承認は理事会を通す
4. SNSを使用し開設したページ(以下、SNSページとする)を適宜確認し、指導・助言を行う

第5条 SNS担当者

1. ページに掲載する情報の充実を図るため、SNS発信担当者を置く(名称: SNS担当者)
2. SNS担当者はチーム編成し、安全かつ効率的にSNSの運用を管理する
3. SNS担当者は当会会員に限る
4. SNS担当者は、希望すれば責任者の承認を得ていつでも登録できる
5. SNS担当者は独自にGmailを取得し、またグループウェアにてチーム共有を行う
6. SNS担当者は活動に関する内容の把握・理解をし、規約やマニュアルを遵守する

第6条 SNS担当者の位置づけ

1. SNS担当者は広報委員会に属し、SNSを利用した効果的な広報活動・運用を担う
2. 広報委員長はSNS担当者の管理をし、加入や担当変更時に責任者へ報告を行う
3. SNS担当者が運用や掲載内容に関して審議・承認が必要時、役員会が認めた場合に限り審議の説明や承認を得るために理事会へ参加できる
4. SNS担当者のチームリーダーを決め、広報委員長及び責任者、掲載希望部署の理事等とやり取りを行う

第7条 SNS 使用の手続き

SNS 担当者は、SNS ページを開設しようとする場合には、次に掲げる事項について定め、責任者及び理事会に報告し承認を得なければならない

1. 利用する SNS の種類（正式名称）
2. アカウント名
3. アカウント URL
4. 設定パスワード（責任者へのみ報告）
5. プロフィール写真、文章
6. 開設予定日
7. 具体的な発信内容

第8条 SNS ページの公開

1. 本規約に基づき、SNS 担当者が情報の作成、更新、修正、削除及び公開を行う
2. SNS 担当者は前項に関して適宜チームで検討しながら実施し、必要時責任者に相談する

第9条 公式アカウント及びパスワードの管理

1. ID 及びパスワードは、責任者・SNS 担当者のみ管理する
2. 第三者に知られることのないよう厳重に管理し、必要に応じ定期的にパスワードを変更をする
3. SNS 担当者が変更した場合、チームはアカウントのパスワードを再発行し、SNS 担当者と共有する

第10条 SNS 利用規約の作成及び掲載

1. SNS ページを適正に管理するため、利用者に対する利用規約を定める
2. 当会公式ホームページに利用規約を掲載し、利用者及び第三者に対し公開する

第11条 禁止事項

1. 法律、法令に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
2. 特定の個人・団体等を中傷するもの
3. 政治・宗教活動を目的とするもの
4. 著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
5. 勧誘、営業活動など営利を目的とする
6. 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩するなどプライバシーを侵害するもの
7. 当会が不適切と判断した内容
8. 第3条に掲げる目的以外で使用すること

第 12 条 SNS 内容の削除

責任者及び理事会が不適切と判断した記事・掲載物はその内容を保存し、削除後に理事会で掲載の経緯や再掲載の可否について速やかに審議しなければならない

第 13 条 セキュリティ対策

1. SNS がウイルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た SNS 担当者は、直ちに責任者へ報告しなければならない
2. 前項により SNS を復旧できなかった場合は一時的に閉鎖できる
3. SNS 担当者は投稿スマートフォン及びパソコン等のセキュリティ対策を講じる

第 14 条 改定と周知

1. 本規約内容は SNS 運用の規模や内容の変化に応じて適時改定し、当会の掲げる目的に沿うものとする
2. SNS 担当者は運用にあたり本規約を遵守し、関係者へ周知を徹底する

附則

本規約は令和 3 年 5 月 15 日から施行する